A grayscale world map serves as the background for the slide. The text is centered over the map.

同性パートナーに係る法制度の海外事例

国立国会図書館調査及び立法考査局

行政法務課 前澤貴子

平成27年7月30日

<目次>

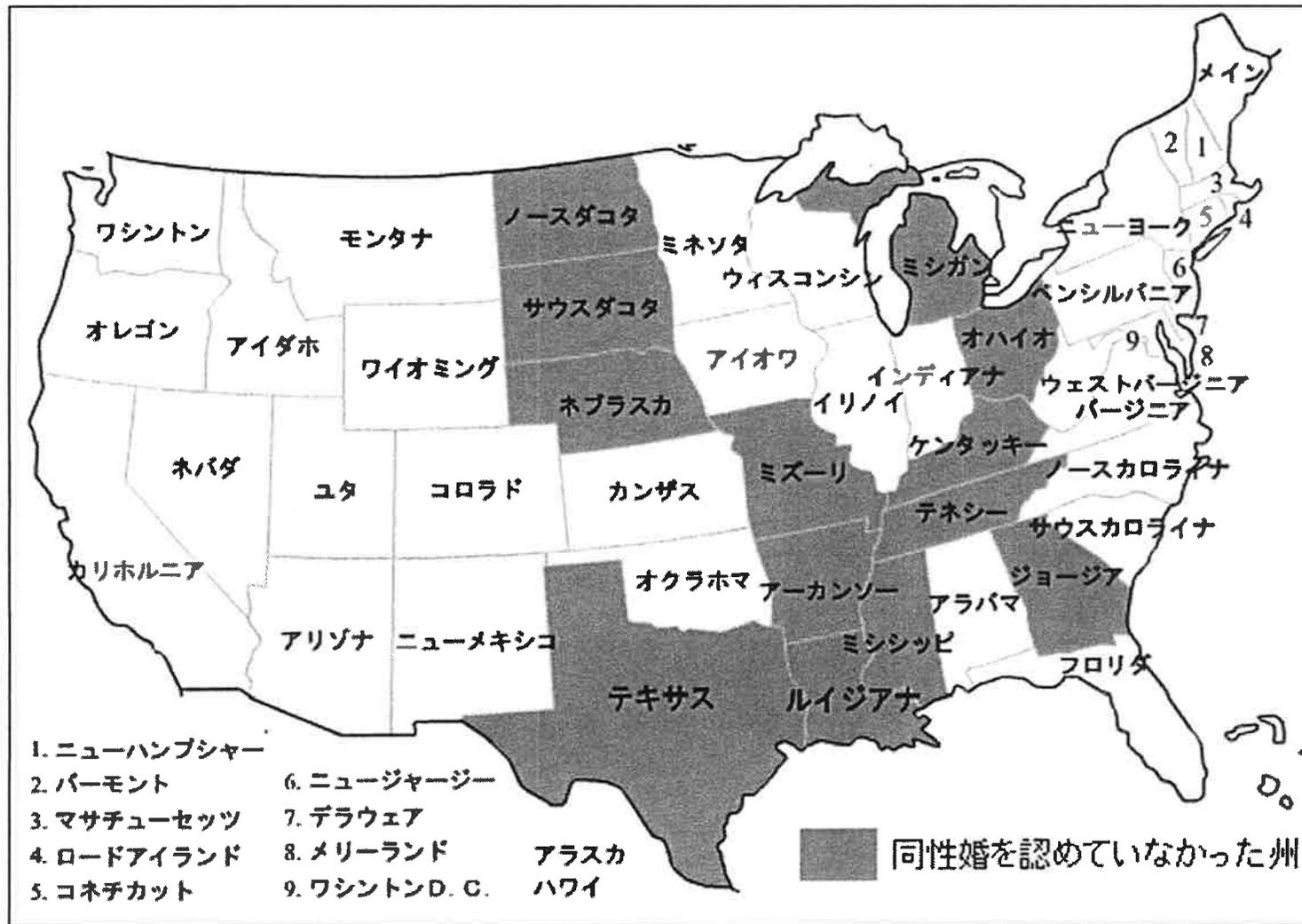
世界における同性愛者の権利	1
同性パートナーに係る法制度の類型	2
アメリカ連邦最高裁判決(2015年6月26日)①	3
アメリカ連邦最高裁判決(2015年6月26日)②	4
ヨーロッパにおける同性パートナーに係る法制定状況(2015年)	5
ドイツ「生活パートナーシップ法」(2001年制定)のあゆみ	6
ドイツ「生活パートナーシップ法」(2001年制定)の概要	7
生活パートナーシップ登録の状況	8

同性パートナーに係る法制度の類型

①	同性間婚姻 例) イギリス、フランス	法律婚の異性パートナーと同様に婚姻を認める
②	登録パートナーシップ制度 例) ドイツ	法律婚ではないものの①の地位に準じる地位を認める
③	民事連帯契約 例) フランス (PACS)	成年2人の共同生活に関して財産的効果を中心にした契約に基づく届出制度
④	法定同棲 例) スウェーデン	同棲関係に一定の法律上の地位を認める

アメリカ連邦最高裁判決(2015年6月26日)①

判決の前日時点で、13州が同性婚を認めていなかった。



(出典)Pro Con. Org “50 States with Legal Gay Marriage”<http://gaymarriage.procon.org/view.resource.php?resourceID=004857>等を基に作成。

アメリカ連邦最高裁判決(2015年6月26日)②

連邦最高裁は、同性カップルの婚姻を認めないオハイオ、ミシガン、ケンタッキー、テネシー各州法を、5対4で違憲と判断した。

多数意見

○同性カップルの婚姻の権利は、修正第14条により保障される自由の一部であり、平等保護によっても守られる。

○次の4つの理由により、婚姻保護の要請は、男女カップルと同性カップルとで異なることはない。

- ①婚姻に関する個人の選択権は、個人の自律概念に内在する。
- ②婚姻する権利は、基本的権利である。
- ③婚姻を保護する趣旨は、子や家族に対する保護にある。
- ④婚姻は社会秩序の根本原理である。

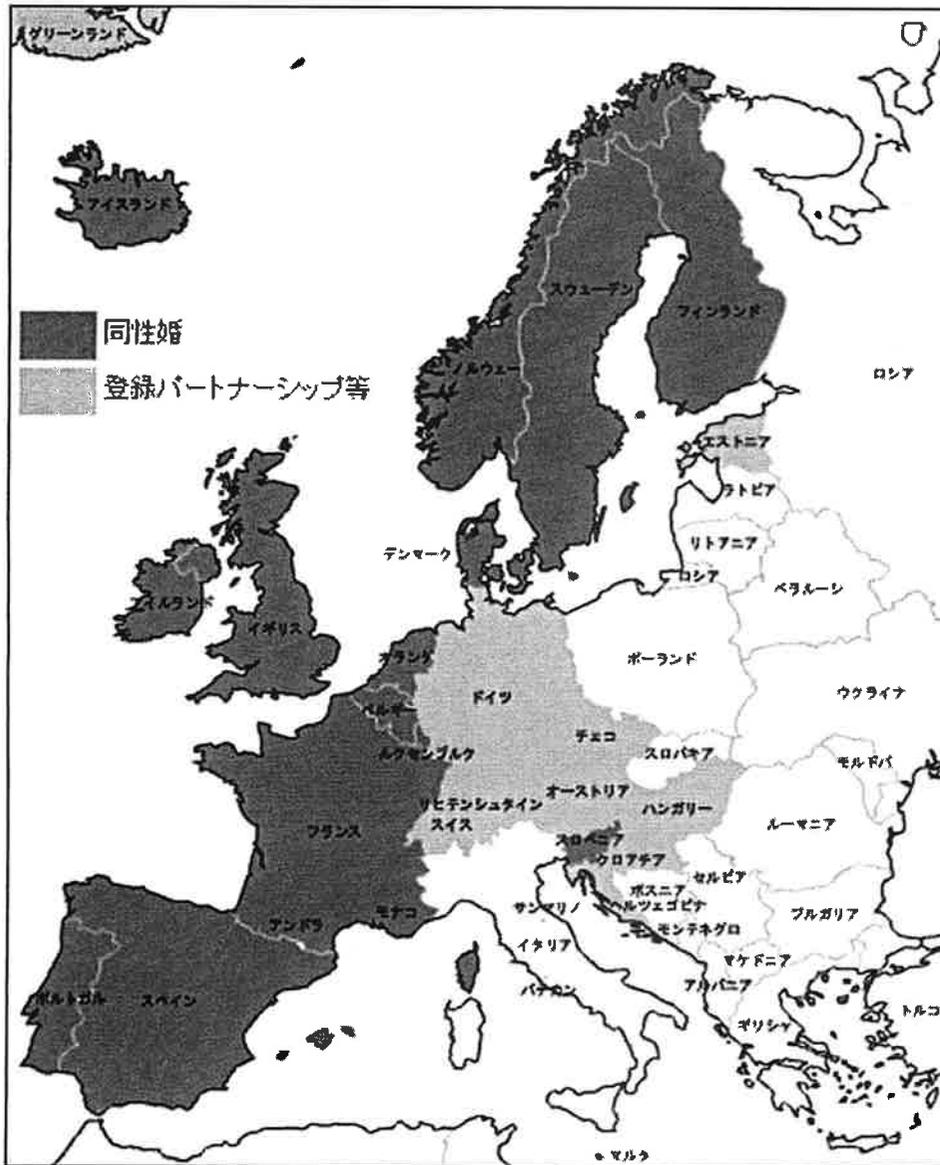
少数意見

婚姻制度の在り方については州に委ねられており、多数意見は州議会による立法権を侵害するものである。

【参考】アメリカ合衆国憲法修正第14条

第1節 合衆国において出生し、又は合衆国に帰化し、その管轄権に服する全ての者は、合衆国及びその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権又は免責権を制限する法律を制定又は施行してはならない。またいかなる州も、正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由又は財産を奪ってはならない。また、その州の管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない。

ヨーロッパにおける同性パートナーに係る法制定状況(2015年)



登録パートナーシップ制度を有するヨーロッパ諸国
(同性婚を認める国を除く)

国名	制定年	養子
エストニア	2014	△
マルタ	2014	○
クロアチア	2014	×
リヒテンシュタイン	2011	△
オーストリア	2010	○
スイス	2007	×
ハンガリー	2007	×
チェコ	2006	×
ドイツ	2001	▲(後述)

※「養子」

○：共同養子縁組可

△：他方のパートナーの実子とのみ可

(出典) 各国法令等を基に作成。

ドイツ「生活パートナーシップ法」(2001年制定)のあゆみ

1981	欧州評議会が、同性愛差別に反対する勧告
1993	連邦憲法裁判所が、基本法第6条が保護する婚姻は共同生活に向けた男性と女性の合意であるとの判断
1994	<u>欧州議会が、性的指向による差別を禁止する国内法改正を構成国に促す決議</u>
1998	<u>連立与党(当時)の社会民主党と緑の党が、同性パートナーシップに関する法律を定めるとの連立協定</u>
1999	ハンブルク市が、同性カップルの登録パートナーシップ制度導入
2000	<u>欧州連合基本権憲章公布</u>
2001	<u>生活パートナーシップ法公布・施行</u>
2004	他方の生活パートナーの実子との養子縁組を認める法改正
2010	生活パートナーの相続税及び贈与税を異性カップルと同等とする税制改正
2013	配偶者及び夫婦に関する所得税法の規定を生活パートナーに適用する所得税改正
2014	他方の生活パートナーの養子との養子縁組を認める法改正

ドイツ「生活パートナーシップ法」(2001年制定)の概要

生活パートナーシップは、要件、権利・義務関係とも、法律婚に近似している。

法律婚(男女のみ)

成人男女による、婚姻を締結する意思表示及び登録

【無効となる当事者】

未成年者、既婚者、既に他の者と生活パートナーシップを営んでいる者、直系血縁者、両親の双方又は一方を同じくする兄弟姉妹

義務: 相互保護・扶養、相互責任

権利: 同姓・混合姓の選択。夫婦共同養子縁組。

相続税、贈与税、所得税における優遇。

相続権。住居賃貸契約の継承。遺族年金の受給。

裁判上の判決

1年以上の別居と双方の合意、3年以上の別居、婚姻関係の存続が過酷

生活パートナーシップ(同性のみ)

同性の2人による、生涯にわたるパートナーシップ締結の意思表示及び登録

【無効となる当事者】

未成年者、既婚者、既に他の者と生活パートナーシップを営んでいる者、直系血縁者、両親の双方又は一方を同じくする兄弟姉妹、生活パートナーの義務を負わない合意をしている者

義務: 相互保護・扶養、共同の人生形成、相互責任

権利: 同姓・混合姓の選択。一方の生活パートナーの実子又は養子との養子縁組。

相続税、贈与税、所得税における法律婚の異性パートナー・夫婦に関する規定の適用。

相続権。住居賃貸契約の継承。遺族年金の受給。

【認められていない権利】共同養子縁組

裁判上の判決

1年以上の別居と双方の合意、3年以上の別居、パートナー関係の存続が過酷

成立要件

効果

解消要件

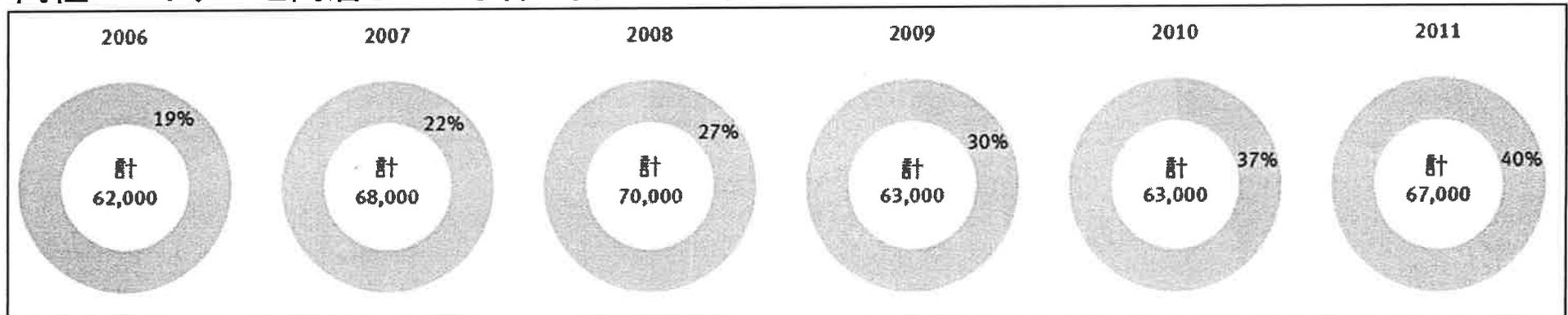
生活パートナーシップ登録の状況

登録者数、同性パートナー同居者数に占める割合とも、増加傾向にある。

同性パートナーと同居している者の数、生活パートナーシップ登録者数

	同性パートナーと同居している者			生活パートナーシップ登録者		
	計	男性	女性	計	男性	女性
	1,000	%		1,000	%	
April 1996	38	60.5	39.5	-	-	-
April 1998	44	56.8	43.2	-	-	-
May 2000	47	57.4	42.6	-	-	-
April 2002	53	58.5	41.5	-	-	-
March 2004	56	53.6	46.4	-	-	-
2006	62	62.9	37.1	12	66.7	33.3
2007	68	64.7	35.3	15	66.7	33.3
2008	70	65.7	33.3	19	73.7	26.3
2009	63	58.7	34.3	19	63.2	36.8
2010	63	57.1	42.9	23	56.5	43.5
2011	67	59.7	40.3	27	59.3	40.7

同性パートナーと同居している者に占める生活パートナーシップ登録者数の割合



(出典)Federal Statistical Office of Germany “Statistical Yearbook Germany Extract I Chapter 2”を基に作成。